

障害福祉分野就職支援金 借入申込みにかかる留意事項

就職が決定した施設・事業所（以下「事業所」という。）の長の推薦を受け、和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）にお申込みください。県社協は、申込内容を審査の上、貸付けの可否を決定します。

1 借入申込みについて

(1) 借入申込者の要件

借入申込者は、以下の①から③のすべての要件を満たしている方で、他の業種等から障害福祉分野へ就職後、2年間和歌山県内の障害福祉施設・事業所で所定の業務に従事する意思のある方です。

① 以下のいずれかに該当する方 ※1

- 1) 介護職員初任者研修修了者
- 2) 介護福祉士実務者研修修了者
- 3) 介護福祉士資格保有者
- 4) 居宅介護職員初任者研修修了者
- 5) 障害者居宅介護従業者基礎研修修了者
- 6) 重度訪問介護従業者養成研修修了者（基礎課程、又は統合課程、若しくは行動障害支援課程のうちいずれかの課程と応用を受講）
- 7) 同行援護従業者養成研修修了者（一般課程、又は応用課程のいずれかを受講）
- 8) 行動援護従業者養成研修修了者
- 9) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）

② 障害福祉サービスを提供する事業所等に、障害福祉職員等として就職が決定した方

③ 人材再就職準備金、介護分野就職支援金、障害福祉分野就職支援金の貸し付けを受けたことがない方

※1 就労と同時に研修を受講する場合も、研修修了後に研修修了証等の写しを提出することで対象となります。

(2) 未成年者

- ア 借入申込者が未成年者の場合は、借入申込みにあたり親権者の同意が必要となります。
- イ 父母が親権者の場合は、両者の同意が必要です。
- ウ 同意については、「親権者の同意欄」への親権者ご自身の署名捺印により確認します。

(3) 連帯保証人

- ア 連帯保証人が1名必要です。借入申込者の修学、就職及び就労継続を支援する熱意を有することを要件とします。
- イ 借入申込者が未成年者の場合、法定代理人（親権者または未成年後見人）とします。

(4) 借入希望額

- ア 貸付額は、20万円を上限として必要な金額を申込みことができます。本制度は給付ではなく貸付であることを踏まえ、ご家族ともご相談の上、申し込んでください。

2 申込方法

(1) 必要書類を作成及び添付して、県社協に提出してください（事業所の長の推薦が必要です）。

(2) 借入申込書等を記入する際の注意点

- ア 文字の訂正は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- イ 借入申込書等に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付けの可否を決定することができませんので、ご注意ください。
- ウ 借入申込者や連帯保証人の「署名欄」及び親権者の「同意欄」は、必ず、それぞれ借入申込

者、連帯保証人または親権者ご自身による署名押印をお願いします。

(3) 住民票

本人及び本人と生計を一にする世帯全員分記載で、省略事項のない全部事項証明を提出してください。個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

なお、生計を一にする世帯とは次のとおりです。

ア 同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族

イ 同一の住居に居住している家族

(4) 所得に関する証明書

連帯保証人の分（最新のもの）を提出してください。

所得に関する証明書とは、市町村発行の「所得証明書」とし、その「所得金額」を借入申込書の前年の所得欄に記入してください。

自営業者の場合は、所得証明書に加えて、税務署の受付印のある確定申告書（控）の写しを提出してください。

※確定申告書の写しについて

① 税務署の受付印があることとし、「第一表」「第二表」とも提出してください。

② インターネット（e-Tax）で確定申告を行った場合は、税務署の受付印に代わるものとして、送受信結果を印刷したものを添付してください。

3 貸付決定

県社協は、提出された借入申込書類を審査の上、貸付けの可否を決定し、貸付決定（または不承認）通知を、当該借入申込者に交付します。

4 貸付決定後の手続き

手続きは、以下のとおりです。詳細は、改めてご案内します。

(1) 借用書等の提出

① 借用書（収入印紙を貼付の上、消印）

② 印鑑登録証明書（借受人及び連帯保証人のもの）

③ 振込口座届出書

④ ③の通帳の写し（金融機関名、預金者氏名、口座番号が確認できる面）

(2) 貸付金の送金

借用書等が提出され、県社協が受理した後、指定口座に送金します。

5 返還免除

和歌山県内において、障害福祉職員として業務に引続き2年（実従事360日）以上従事した場合、申請により貸付金の返還が免除されます。

<申込みから返還免除までの流れ>

